

## 延岡市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童虐待防止に向けて、子育て世帯が孤立しないよう支援するため、支援対象児童の家庭を訪問して、支援対象児童及びその家庭の状況把握（以下「見守り活動」という。）を行う団体に対して、予算の範囲内において延岡市支援対象児童等見守り強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (支援対象児童)

第2条 この要綱において「支援対象児童」とは、市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者であって、次の各号のいずれかの状態にあるものをいう。

- (1) 周囲から孤立している状態
- (2) 食事面に心配がある状態
- (3) 衛生面に心配がある状態
- (4) 養育環境面又は生活面に心配がある状態
- (5) その他市長が特に支援が必要と認める状態

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内に所在し、市内で見守り活動を行う団体であること。
- (2) 構成員の過半数が延岡市民である団体であること。
- (3) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 市税等の滞納がない団体であること。

### (補助事業)

第4条 補助事業は、児童虐待の未然防止・早期発見を目的として見守り活動を行う事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 原則として月に1回以上、各支援対象児童の家庭を訪問すること。
- (2) 支援対象児童及びその家庭の生活状況、衛生環境及び養育環境を十分把握すること。
- (3) 単に支援物資の提供を行うのみの事業でないこと。

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び

補助限度額は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助対象経費は補助金の交付の決定を受けた年度に支出した経費に限る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国、県又は市町村による他の補助金の交付対象となっている経費、補助事業に要した金額と他の事業に要した金額とが明確に区分できない経費、通常より著しく高額と判断される経費、補助事業の実施にかかわらず団体が恒常的に必要とする経費その他の市長が適切でないとする経費については、補助対象経費としない。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次の書類を添えて事業開始後速やかに（新たに補助事業に取り組む団体にあつては、事業着手前に）市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 団体の概要や事業内容がわかる書類
- (4) 暴力団等でないことの誓約書（様式第3号）
- (5) 市税等の完納証明書（法人以外の団体にあつては、その代表者のものとする。）
- (6) 個人情報保護に関する誓約書（様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないとの決定をしたときは、理由を付して、補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）により申請者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該交付申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

#### (事業の中止又は変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、補助事業を中止し、又は変更（市長が認める軽微な変更等を除く。）が生じたときは、あらかじめ補助事

業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（支援対象児童一覧表等の提出）

第10条 補助団体は、第7条第1項に基づく交付決定の通知の受領後、速やかに支援対象児童一覧表（様式第5号）及び支援対象児童基本情報シート（様式第6号）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 補助団体は、前項の場合において、月2回以上家庭を訪問する支援対象児童があるときは、月2回以上訪問を要する理由を支援対象児童基本情報シートに記載しなければならない。

3 補助団体は、第1項に規定する書類を提出した後において、新たに支援対象児童を把握したときは、随時支援対象児童一覧表に追記し、支援対象児童基本情報シートを作成して、市長に提出しなければならない。

（毎月の報告）

第11条 補助団体は、補助事業の実施状況について状況報告書（様式第7号）を毎月作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

（緊急報告）

第12条 補助団体は、児童虐待を受けたと思われる支援対象児童を発見したときその他支援対象児童及びその家庭に対する早急な支援が必要と思われるときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助団体は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業完了後20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書（様式第8号）
- (2) 補助事業に係る領収書等その他の支出を証する書類（購入に係るものはレシート等品目、数量、単価がわかるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは補助金の額を確

定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、確定払により交付する。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助団体の請求により、規則第15条第2項ただし書に規定する概算払により交付することができる。

（補助金の請求）

第16条 補助団体が確定払により交付を受けようとするときは、補助事業が完了した後ににおいて補助金等請求書（規則様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 補助団体が概算払により交付を受けることを市長が認めたときは、補助金の交付決定後から補助事業が完了するまでの間に、補助金の請求をすることができる。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合であって、既に補助金等が交付されているときは、補助団体に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 第8条の規定による申請の取下げがあったとき。
- (2) 第9条の規定による事業の中止又は変更の承認を受けたとき。
- (3) 精算により戻入すべき補助金があるとき。
- (4) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したとき。

（報告及び調査）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して報告を求め、又は関係職員に調査をさせることができる。

（関係書類の整備）

第20条 補助団体は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、令和3年10月1日以降に実施する事業から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条から第20条までの規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年度の予算に係る延岡市支援対象児童等見守り強化事業補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助金の額	補助限度額
活動経費	(1) 見守り活動を行うボランティアスタッフの報酬 (2) 支援物資（弁当・食料品・学習用品・日用品等）の購入費 (3) 見守り活動を行うための交通費（自動車の燃料費等） (4) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の全額	2,000円に見守り活動回数（支援対象児童1人当たり月5回を上限とする。）を乗じて得た額
事務局費	(1) 事務局スタッフの人件費 (2) 物品購入費（備品等） (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 広告料 (7) 賃借料（リース料等） (8) その他市長が必要と認める経費		300万円

（特記事項）

- ※1 見守り活動を行うボランティアスタッフの報酬及び事務局スタッフの人件費は、口座への振込等による方法で支払われたものであって、明細書等により金額その他必要な事項が確認できる経費に限り、補助対象とする。
- ※2 物品購入費（備品等）については、単価が1万円未満のものに限り、補助対象とする。
- ※3 自宅、団体の事務所等として使用している物件を利用する場合の会場使用料は、補助対象としない。